

# 役員・評議員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 定款21条の定めに従い、役員報酬については日当3,000円支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が法人の業務に関し、交通費を支出した場合、法人の旅費規程に基づき支給する。

(費用弁償の支払い)

第4条 第3条の費用弁償については、当該役員からの請求に基づき、確認の上、理事長が現金にて支払う。尚、支払いを受けた役員は、遅滞なく領収書を理事長に提出する。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。